

令和5年(2023年)

12/1

No.1557

区のおしらせ

ちゅうおう

「誰か」のこと じゃない。

12月4日～10日は人権週間

凡例

問 問い合わせ(申込)先

HP ホームページ

Eメール アドレス

1948年(昭和23年)12月10日の第3回国際連合総会で、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利について平等である」とうたった「世界人権宣言」が採択されました。この日を記念して、国連は毎年12月10日を「人権デー(Human Rights Day)」と定めています。

私たちは、誰もが「明るく幸せに暮らしたい」「人間らしく生きたい」と願っています。この願いを実現するためになくてはならない権利が「基本的人権」です。

しかし、依然としていじめや体罰、児童虐待といった子どもに関する人権問題、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動、障害のある人などに対する偏見や差別意識を背景として引き起こされた重篤な事案などが後を絶ちません。近年では、インターネット上

において他人を誹謗中傷することにより個人の名誉・プライバシーが侵害されることや性的指向・性自認に対する偏見から不適切な取り扱いを受けるといった人権問題が発生しています。

もし、自分や家族などの大切な人が、差別や人権侵害を受けたらどのように感じるでしょうか。こうした人権問題は決して、自分以外の「『誰か』のこと」、「自分には関係のないこと」ではありません。これらの問題の解決には、私たち一人一人がさまざまな人権問題を自分や自分の身近な人の問題として捉え、互いに人権を尊重し合うことの大切さを認識し、すべての人の人権にも配慮した行動をとることが大切です。この機会にあらためて、家庭や職場、あるいは地域の中で人権問題について考えてみませんか。

啓発活動強調事項

今年度の啓発活動強調事項は次の17項目です。

- ① 女性の人権を守ろう
- ② こどもの人権を守ろう
- ③ 高齢者の人権を守ろう
- ④ 障害を理由とする偏見や差別をなくそう
- ⑤ 部落差別(同和問題)を解消しよう
- ⑥ アイヌの人々に対する偏見や差別をなくそう
- ⑦ 外国人の人権を尊重しよう
- ⑧ 感染症に関連する偏見や差別をなくそう
- ⑨ ハンセン病患者・元患者やその家族に対する偏見や差別をなくそう

- ⑩ 刑を終えて出所した人やその家族に対する偏見や差別をなくそう
- ⑪ 犯罪被害者やその家族の人権に配慮しよう
- ⑫ インターネット上の人権侵害をなくそう
- ⑬ 北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めよう
- ⑭ ホームレスに対する偏見や差別をなくそう
- ⑮ 性的マイノリティに関する偏見や差別をなくそう
- ⑯ 人身取引をなくそう
- ⑰ 震災等の災害に起因する偏見や差別をなくそう

夜間人権ホットライン

人権週間に当たり夜間の無料法律相談を実施します。

人権侵害や日常生活の法律問題について、弁護士が電話でご相談をお受けします。個人の秘密は厳守します。

日時

12月8日(金) 午後5時～8時

相談時間

1人当たり10分程度

ホットライン専用番号

☎(6722)0127

問 東京都人権プラザ相談室

☎(6722)0124・0125

人権に関する相談案内は2面をご覧ください



「区のおしらせ ちゅうおう」は毎月1日、11日、21日の月3回発行。次回12月11日号は新聞折り込みです。